

明石市住宅耐震化促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及び本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 戸建住宅

一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

(3) 共同住宅

(2) に掲げるもの以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。

(4) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。ただし、木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものである場合には、診断が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017改訂版）による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断

オ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 耐震基準

住宅の耐震性について、別表第一に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はIsを0.3以上とするものをいう。

(6) 安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

(7) 耐震改修計画策定

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積を含む。ただし、木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。

(8) 耐震改修工事

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。

ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は市長が別途認める工法（別表第二）による補強工事

オ 減築工事（減築後の住宅が第2条(1)に規定する住宅となるものに限る）

カ 上記の工事に伴い必要となる附帯工事

(9) 屋根軽量化工事

住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桟瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(10) シェルター型工事

住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工法として市長が認める工事（別表第三）及び市長が別途認める工法（別表第二）をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(11) 建替工事

安全性が低い住宅を除却し、現行の建築基準法を満たす住宅を新たに建築する工事をいう。

(12) 防災ベッド等設置工事

住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置をいい、別表第四及び市長が別途認める工法（別表第二）に示すものをいう。また、(10)シェルター型工事（別表第三）で補助の対象となる経費が50万円未満の場合を含むものとする。

(13) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法

平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(14) 住宅改修業者登録制度

兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(15) 附帯工事

次の各号に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁の周囲91cmの範囲内における外壁並びに第2条第8号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに係る工事

ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(16) 計画策定者

申請者の依頼を受けて耐震診断及び耐震改修計画策定を実施する建築士法第2条に規定する建築士をいう。

(17) 施工者

申請者の依頼を受けて耐震改修工事を行う者をいう。

(18) 事業の着手年月日

申請者と計画策定者又は施工者が、耐震診断及び耐震改修計画策定又は耐震改修工事の契約を締結した日をいう。

(19) 事業の完了年月日

耐震診断、耐震改修計画策定又は耐震改修工事が完了し、申請者が計画策定者又は施工者に所定の費用を支払った日をいう。

(20) 建築物耐震評価者

次のいずれかに掲げる者とする。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行

う者として、国土交通大臣が指定する団体
ウ 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前ア、イの者と同等以上の能力を有すると市長が認める者

(21) 建築物耐震評価書

建築物耐震評価者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項に適合した耐震診断及び改修計画であると評価したことを証する書類をいう。

(設計の確認)

第 3 条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第耐震簡 5 号）及び市長が別に定める添付書類を市長に提出することができる。

(全体設計の承認)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第耐震簡 6 号）を市長に提出することができる。

2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

別表第一（第2条（5）関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すること
(二)	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(四)	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(五)	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第4号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第二（第2条（8）エ、（10）、（12）関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第三（第2条（10）関係）

No.	名称	会社名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	東建コーポレーション株式会社
8	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店

10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵	新光産業株式会社
13	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
14	シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所

別表第四（第2条（12）関係）

No.	名 称	会 社 名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO 法人つみつく庫くらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光